

○財務省告示第百九十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十九年六月二十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年七月六日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記  
二 利付国庫債券（五年）（第三百三十  
二回）  
三 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
十四号）第四十一条及び財政  
の法律及びその  
の法律及びその  
の法律及びその

二 発行の根拠  
三 振替法の適  
四 発行方法  
一 法律第二十三号）第四十六条第  
二 法律第二十三号）第四十六条第  
三 法律第二十三号）第四十六条第  
四 法律第二十三号）第四十六条第  
五 法律第二十三号）第四十六条第  
六 法律第二十三号）第四十六条第  
七 法律第二十三号）第四十六条第  
八 法律第二十三号）第四十六条第  
九 法律第二十三号）第四十六条第  
十 法律第二十三号）第四十六条第  
十一 法律第二十三号）第四十六条第  
十二 法律第二十三号）第四十六条第  
十三 法律第二十三号）第四十六条第  
十四 法律第二十三号）第四十六条第  
十五 法律第二十三号）第四十六条第  
十六 法律第二十三号）第四十六条第  
十七 法律第二十三号）第四十六条第  
十八 法律第二十三号）第四十六条第  
十九 法律第二十三号）第四十六条第  
二十 法律第二十三号）第四十六条第  
二十一 法律第二十三号）第四十六条第  
二十二 法律第二十三号）第四十六条第  
二十三 法律第二十三号）第四十六条第  
二十四 法律第二十三号）第四十六条第  
二十五 法律第二十三号）第四十六条第  
二十六 法律第二十三号）第四十六条第  
二十七 法律第二十三号）第四十六条第  
二十八 法律第二十三号）第四十六条第  
二十九 法律第二十三号）第四十六条第  
三十 法律第二十三号）第四十六条第  
三十一 法律第二十三号）第四十六条第  
三十二 法律第二十三号）第四十六条第  
三十三 法律第二十三号）第四十六条第  
三十四 法律第二十三号）第四十六条第  
三十五 法律第二十三号）第四十六条第  
三十六 法律第二十三号）第四十六条第  
三十七 法律第二十三号）第四十六条第  
三十八 法律第二十三号）第四十六条第  
三十九 法律第二十三号）第四十六条第  
四十 法律第二十三号）第四十六条第  
四十一 法律第二十三号）第四十六条第  
四十二 法律第二十三号）第四十六条第  
四十三 法律第二十三号）第四十六条第  
四十四 法律第二十三号）第四十六条第  
四十五 法律第二十三号）第四十六条第  
四十六 法律第二十三号）第四十六条第  
四十七 法律第二十三号）第四十六条第  
四十八 法律第二十三号）第四十六条第  
四十九 法律第二十三号）第四十六条第  
五十 法律第二十三号）第四十六条第  
五十一 法律第二十三号）第四十六条第  
五十二 法律第二十三号）第四十六条第  
五十三 法律第二十三号）第四十六条第  
五十四 法律第二十三号）第四十六条第  
五十五 法律第二十三号）第四十六条第  
五十六 法律第二十三号）第四十六条第  
五十七 法律第二十三号）第四十六条第  
五十八 法律第二十三号）第四十六条第  
五十九 法律第二十三号）第四十六条第  
六十 法律第二十三号）第四十六条第  
六十一 法律第二十三号）第四十六条第  
六十二 法律第二十三号）第四十六条第  
六十三 法律第二十三号）第四十六条第  
六十四 法律第二十三号）第四十六条第  
六十五 法律第二十三号）第四十六条第  
六十六 法律第二十三号）第四十六条第  
六十七 法律第二十三号）第四十六条第  
六十八 法律第二十三号）第四十六条第  
六十九 法律第二十三号）第四十六条第  
七十 法律第二十三号）第四十六条第  
七十一 法律第二十三号）第四十六条第  
七十二 法律第二十三号）第四十六条第  
七十三 法律第二十三号）第四十六条第  
七十四 法律第二十三号）第四十六条第  
七十五 法律第二十三号）第四十六条第  
七十六 法律第二十三号）第四十六条第  
七十七 法律第二十三号）第四十六条第  
七十八 法律第二十三号）第四十六条第  
七十九 法律第二十三号）第四十六条第  
八十 法律第二十三号）第四十六条第  
八十一 法律第二十三号）第四十六条第  
八十二 法律第二十三号）第四十六条第  
八十三 法律第二十三号）第四十六条第  
八十四 法律第二十三号）第四十六条第  
八十五 法律第二十三号）第四十六条第  
八十六 法律第二十三号）第四十六条第  
八十七 法律第二十三号）第四十六条第  
八十八 法律第二十三号）第四十六条第  
八十九 法律第二十三号）第四十六条第  
九十 法律第二十三号）第四十六条第  
九十一 法律第二十三号）第四十六条第  
九十二 法律第二十三号）第四十六条第  
九十三 法律第二十三号）第四十六条第  
九十四 法律第二十三号）第四十六条第  
九十五 法律第二十三号）第四十六条第  
九十六 法律第二十三号）第四十六条第  
九十七 法律第二十三号）第四十六条第  
九十八 法律第二十三号）第四十六条第  
九十九 法律第二十三号）第四十六条第  
一百 法律第二十三号）第四十六条第

社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	・別第II非	別参加者	債市場	行及び	争入札発	非入札発	者価格競争	特第I	国債市場	入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	・別第II非	別参加者	債市場	行及び	争入札発	非入札発	者価格競争	特第I	国債市場	入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額
-------	-------	-------	-------	--------	------	-----	-----	------	------	-------	-----	------	-------	-------	-------	-------	--------	------	-----	-----	------	------	-------	-----	------	-------	-------	-------	-------

競争入札発行と競争入札発行という。及び  
 格競争入札の決定を  
 後に行われ入札であつた  
 務大臣が各限額市場特別参加者  
 ごとに発行（以下、国債市場の特  
 別に参加者）の競争価格競争入札  
 発行と競争入札発行という。

各申込みの応募額を割り当てる。各  
 当てる。各  
 各限額市場特別参加者ごとの  
 各申込みの応募額を割り当てる。各  
 申込みの応募額を割り当てる。各

額面金額で一兆九千八百七十三  
 億円、財政法第四十一条の規  
 定に基づき発行した利付債に  
 ついては、十兆円、三兆円、十  
 億千円、十兆円、三兆円、十  
 公債の発行の特例に関する法律

		七 払込金額					ハ					ロ																			
特別参加	国債市場	入札発行	価格競争	償還額	行争入札	非償格競	者・第II	特別参加	国債市場	行争入札	非償格競	者・第I	特別参加	国債市場																	
万	二千三百五十五億五千七百九十四	二兆三十八億四千七百七十				で二千七百二十億	た利付国債に規定に基づき発行した額	条第一項の規定に基づき発行した額	特別会計に関する法律第四十六	円（平成二十九年予算分）	いて、金額	に基き発行した額	関する法律第三十一条の規定	凶るため公債の発行の特例に	財政運営に必要財源の確保を	四十五万円	額二千六百八十六億四千四百	た利付国債に規定に基づき発行した額	条第一項の規定に基づき発行した額	特別会計に関する法律第四十六	万（平成二十九年予算分）	六千九百四十八億五千二百九十	付国債に規定に基づき発行した額	一項の例に基き発行した額	行の特例に関する法律第三条第	源の確保を図るため公債の発行	予算分）	百五十五万九千九百二十七億八千四	面金額で九千九百二十七億四千	行した利付国債の規定に基づき	第三条第一項の規定に基づき

十三二

ロ イ

十十

発

九八

ハ

振額最

替単位

低額面金

行争非者特国行争非者

入価・別債市及入価・別債市

札格第参市及入札格第参

発競II加場び札格第I加

行争非者特国行争非者

入価・別債市及入札格第

発競II加場び札格第I

行争非者

入価・別債市

札格第I

初利入価・別債市及入価・別債市

札格第II加場び札格第I加

行争非者特国行争非者

入価・別債市及入札格第

発競II加場び札格第I

行争非者特国行争非者

入価・別債市

札格第I

行争非者

入価・別債市

札格第I

行争非者

入価・別債市

札格第I

行争非者

入価・別債市

札格第I

行争非者

平成二十九年十二月二十日を支

金額面金にき百円八十三

平成二十九年六月二十日

す。の記載は、最低額面金と

の記載は、最低額面金と

の記載は、最低額面金と

の記載は、最低額面金と

五万円

二千万四千四百六十五万四千一

十 十 十 十 十  
九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償  
込 者 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 金 期  
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平 る い 日 毎  
成 務 本 面 成 利 て を 年  
二 大 銀 金 三 子 、 支 六  
十 臣 行 額 十 支 の 払 月  
九 大 行 百 四 払 日 十  
年 臣 行 円 年 日 日  
六 大 行 につ 六 月 及  
月 臣 行 百 月 前 各 十  
二 大 行 百 月 六 月 支 二  
十 大 行 円 月 月 間 払 月  
日 大 行 百 月 月 間 期 二  
日 大 行 百 月 月 間 期 十

規 下 は 払 し 払  
定 、 、 期 た 期  
す 次 、 そ が 金 と  
る 号 の の 銀 額 し  
期 及 翌 行 を 次  
日 び 営 休 支 の  
に 第 業 業 払 算  
つ 十 日 に 日 払 式  
い 五 に 支 当 た だ  
て 号 払 たり と き  
同 にお いて 以  
じ いて 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$